

## 神戸市観光地支援事業助成金交付要綱

令和2年11月6日 経済観光局長決定

### （目的）

第1条 この要綱は、観光関連団体が自らの観光資源の磨き上げや観光地の受入環境の向上に資する取り組みを支援し、観光地の魅力化を推進することを目的とし、市がその経費の一部を助成（以下「助成金」という。）するにあたり、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### （対象団体）

第2条 助成金の交付対象となる団体は、神戸市観光地支援事業団体登録要綱に基づき、あらかじめ市に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

### （対象経費）

第3条 第1条に合致する助成金の対象となる経費は、団体の活動に要する申請年度の事業費とする。

ただし、既存事業への充当、租税公課、減価償却費、食糧費、交際費、退職給付費用、役員報酬、福利厚生費及び雑費、本市または本市外郭団体から請け負った委託事業に伴う支払い経費及び補助金等を財源として支出した経費、その他市長が不適当と認めた経費については、助成対象外とする。

### （助成金の財源）

第4条 助成金は、「神戸市観光地支援事業」に対して、ふるさと納税を通じて収納した寄附金（以下「寄附金」という。）を財源とする。

### （助成金の額）

第5条 助成金の額は、寄附金を上限として、市長が決定するものとする。ただし、収入した寄附金額が当該団体の助成対象経費を超える場合は、助成対象経費の額を限度とする。

2 前項に定める助成金の額は、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### （交付申請）

第6条 登録団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときには、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

（1）助成金交付申請書（様式第1号）

（2）事業計画書

（3）収支予算書

### （交付の決定及び予定額の通知）

第7条 市長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、助成の可否及び助成金の交付予定額を決定し、助成金交付決定及び予定額通知書（様式第2号）により申請団体に対し通知する。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適当である旨の通知を行うと

きは、助成金不交付通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成対象事業の変更等）

第8条 第7条第1項の助成金交付予定額通知書を受けた団体（以下、助成団体という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

（1）事業目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる経費配分の変更

（2）事業目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる事業計画の変更

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成事業変更承認通知書（様式第6号）、又は助成事業中止・廃止承認決定通知書（様式第7号）により、助成団体に通知するものとする。

（実績報告書等の提出）

第9条 助成団体は、補助金規則第15条に基づき、助成事業の実績報告をするときは、次に掲げる書類を、当該助成活動の属する年度の終了後1ヶ月以内に、市長に提出しなければならない。なお、中止、廃止の承認を受けた場合は、助成事業実績報告書を、10日以内に市長に提出しなければならない。

（1）助成事業実績報告書（様式第8号）

（2）助成金の交付決定額とその精算額が分かる書類

（3）活動実施報告書

（4）収支決算書

（助成金額の確定等）

第10条 市長は、補助金規則第16条による、助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書（様式第9号）により速やかに助成団体に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条により、助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を助成金交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により当該助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を決めて助成金を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和２年１１月６日より施行する。

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。